

# 鹿児島県教職員互助組合設立に関する規則

(昭和 26 年 6 月 4 日)  
(教育委員会規則第 7 号)

第 1 条 鹿児島県教育委員会の所管に属する学校、図書館、保養所、その他の教育機関の職員及び教育委員会事務局の職員（以下「職員」という。）の相互共済及び福利増進を図るため、鹿児島県教職員互助組合（以下「組合」という。）を設立する。

第 2 条 組合は、次の事業を行う。

- (1) 生活資金の貸付
- (2) 医療補助金の給付
- (3) 弔慰金見舞金の給付
- (4) 退職生業資金の給付
- (5) その他福利増進に関する事業

第 3 条 職員は、職員となった日から、組合の組合員となる資格を取得するものとする。ただし、非常勤及び臨時の職員を除く。

第 4 条 組合員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき

第 5 条 組合の事業、組織、運営等の事項については、この規則に定めるもののほか、規約の定めるところによる。

2 前項の規約を定め又は改正しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

## 附 則

この規則は、昭和 26 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この規則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。